



防災協定井戸 維持管理 助成制度



事業概要

災害時において区民の生活用水として井戸水を確保するため、所有者から承諾いただいた井戸を「防災協定井戸」として指定し、維持管理に必要な費用を助成します。

防災協定井戸の指定

手動式ポンプ井戸、電動式ポンプ井戸その他区長が災害時の生活用水の確保のため有効であると認める井戸で、次のいずれの要件にも該当するものとします。

- (1) 区の区域内にあること
- (2) 日常使用していること
- (3) 地域住民が利用しやすい場所にあること

ポンプ等の修理

防災協定井戸のポンプ等が故障し、災害時の生活用水の確保に支障がある場合は、区の負担で修理を行います。

※故障の状況により、助成できない場合があります。

ポンプの設置等の助成

次のいずれかの工事に要した費用を助成します。

- (1) 新たにポンプを設置する工事
- (2) 経年劣化等によりポンプ本体を交換する工事

※助成対象経費の実支出額とし、一回の工事につき**30万円を上限**とします。

※予算の範囲内で交付します。

※5年に1回の助成です。

問合せ先

文京区危機管理室防災課 03-5803-1745 (直通)

手続きの流れ（修理）

※書類は防災課窓口にご提出（郵送・持参）ください。
※必ず工事実施前に防災課へご連絡ください。

依頼

修理依頼書

※事前に必ず防災課までご相談ください。

現地
確認

区が現地を確認して修理の実施の可否を決定します。

※故障の状況により、助成できない場合があります。

修理

区の負担で修理を行います。

手続きの流れ (ポンプ等設置助成)

※書類は防災課窓口にご提出（郵送・持参）ください。
※必ず工事実施前に防災課へご連絡ください。

申請

ポンプ設置等工事助成金交付申請書

※事前に必ず防災課までご相談ください。

報告

(工事完了後) 工事実績報告書

現地
確認

区が現地を確認します。

請求

工事助成金請求書